

代表者 殿

公正取引委員会

公印
省略**下請事業者との取引に関する調査について**

公正取引委員会は、下請取引の公正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を中小企業庁と協力して運用しています。このたび、下請法第9条第1項の規定に基づき、貴社と下請事業者との取引に関する調査を実施することとなりましたので、下記の要領により、公正取引委員会まで報告してください（貴社が下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金〔又は出資の総額。以下同じ。〕1000万円以下である場合は、その旨を報告してください。）。

なお、報告いただいた内容については、公正取引委員会の調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただきます。）。

記

- 1 提出物：「回答用紙」及び「下請事業者名簿」（設問の冊子は返送していただく必要はございません。）

貴社が下請取引を行っていない場合は、回答用紙のみ御提出ください。

- 2 提出期限：**平成29年7月14日（金）**（この日までに投函してください。）

- 3 提出方法：**郵送**（同封の**返信用封筒**を御利用ください。）

- 4 注意事項

- (1) 回答作成担当者は、「本冊子」と「回答用紙」、そして「下請事業者名簿」の写しを2年間保存してください（回答内容について、公正取引委員会の担当者が照会する場合があります。）。
- (2) 今回の調査についての回答用紙等一式及びFAQを公正取引委員会のウェブサイト（「下請法」の中の「下請法に関する調査・手続」の中の「定期書面調査」をクリック）に掲載していますので御利用ください。

「下請事業者との取引に関する調査（回答用紙等一式）」
http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/chosa.files/oya29.pdf

「下請事業者との取引に関する調査についてのよくある質問（FAQ）」
http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/chosa.files/faq29oya.pdf

- 5 問い合わせ先：**公正取引委員会 下請法書面調査事務局（コールセンター）**

電話番号：0570-783-175

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

9:30～12:00 13:00～17:30

お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。

調査の対象

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に貴社が行った下請取引について、報告してください。下請法の適用を受ける下請取引を行っているか否かについては、次の「第1 取引の内容」及び「第2 取引当事者の資本金の区分」により確認してください。

第1 取引の内容

下請法が適用される「取引の内容」は、以下の枠内に記載されている「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の4種類です。

貴社の取引の内容が次の4種類のいずれかに該当するか否か確認してください。

いずれかに該当する 次ページの「第2 取引当事者の資本金の区分」に進んでください。
いずれにも該当しない 「回答用紙」の「第1 貴社の概要」のみ記入し、御提出ください。

製造委託

物品の販売又は製造を行う事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者へ物品の製造（加工も含まれます。以下同じ。）を委託することです。物品には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、これらの製造に用いる金型も含まれます。

自ら使用・消費する物品の製造を行っている事業者が、その製造を他の事業者へ委託することも該当します。

【例】・小売業者が、自社のプライベート・ブランド商品の製造を他の事業者へ委託する場合
・自動車メーカーが、自社製造する自動車の部品の製造を他の事業者へ委託する場合

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理の全部又は一部を他の事業者へ委託することです。自ら使用する物品を自社で修理している事業者が、その修理の一部を他の事業者へ委託することも該当します。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供（販売、使用許諾等）や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成の全部又は一部を委託することです。

自ら使用する情報成果物の作成を行っている事業者が、その作成の全部又は一部を他の事業者へ委託することも該当します。

【情報成果物の例】

プログラム（ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラムほか）

映像や音声、音響等から構成されるもの（テレビ番組、映画、アニメーションそのもののほか、これらの一部を構成する音声、音響、原画等も含まれます。）

文字、図形、記号等から構成されるもの（設計図、各種デザイン、雑誌広告、報告書ほか）

役務提供委託

運送やビルメンテナンス等、各種サービスの提供を請け負う事業者が、請け負ったサービスの全部又は一部を他の事業者へ再委託することです。

【例】運送業者が、荷主から委託された荷物の配送を他の事業者へ委託した場合

自ら利用する役務を他の事業者へ委託することは役務提供委託には該当しません。

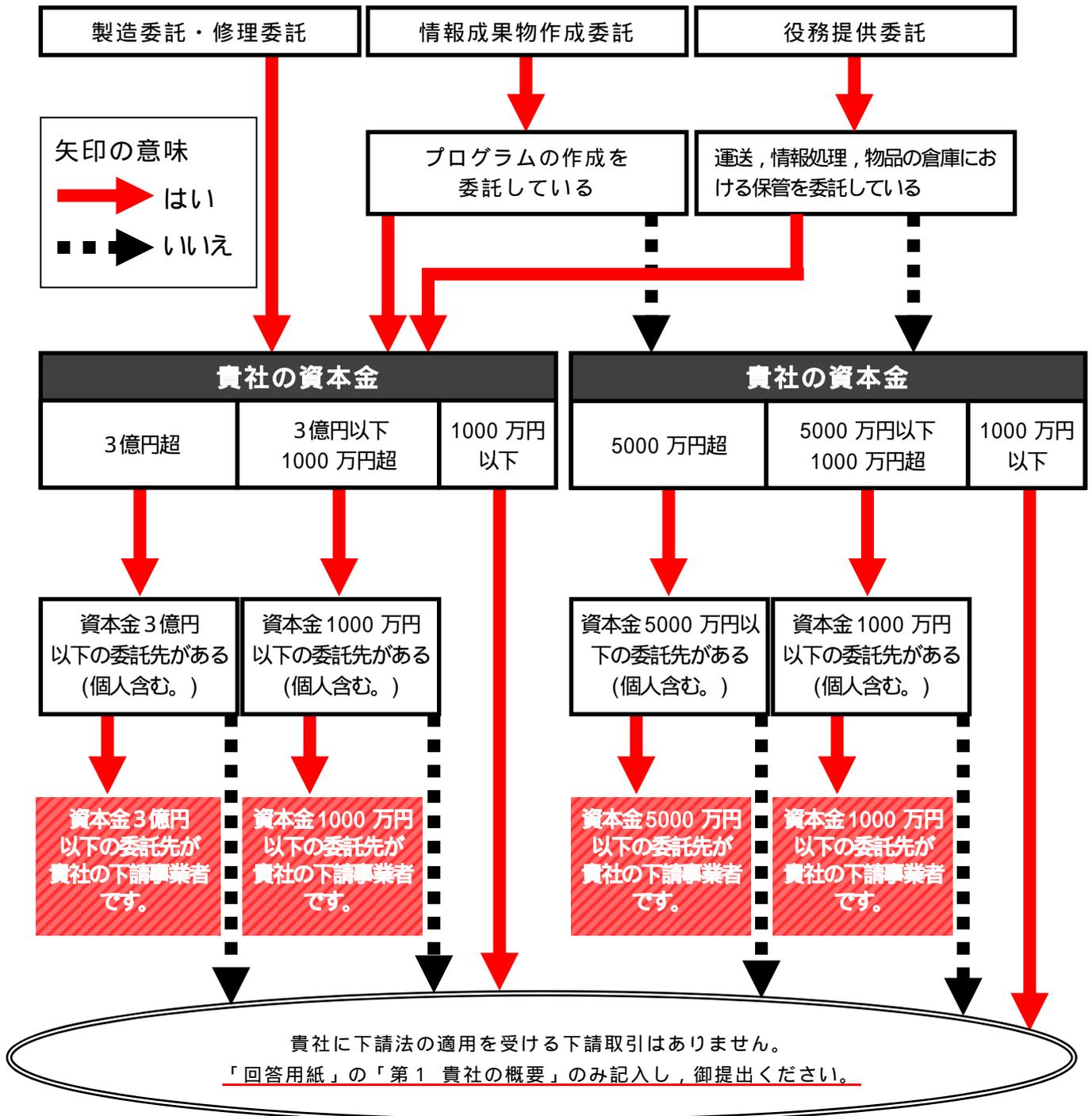
例えば、「自社ビルの清掃」、「自社の警備」、「自社が荷主の運送」などを他の事業者へ委託する場合は該当しません。

【注】建設工事に係る下請取引には、下請法は適用されず、建設業法の規定が適用されます。しかし、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは、製造委託に該当します。

第2 取引当事者の資本金の区分

貴社が「第1 取引の内容」において、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」又は「役務提供委託」の4種類の取引のいずれかに該当する場合は、該当する取引について、下図により、下請法の適用を受ける下請事業者の有無を確認してください。

網掛の箇所に到達した場合、当該箇所に記載してある資本金の範囲の取引先が貴社の取引先のうち下請法の適用を受ける下請事業者となり、貴社は下請法の適用を受ける親事業者となりますので、5 ページ以降の設問に回答してください。



資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】「資本金が3億円超」 資本金額3億円ちょうどを**含まない。**

「資本金が3億円以下」 資本金額3億円ちょうどを**含む。**

下請事業者との取引に関する調査票

1 回答は、同封の「回答用紙」又はウェブサイト掲載の「回答用紙」に記入し、「回答用紙」を返信用封筒を用いて提出してください。

2 この調査は、下請法第9条第1項の規定に基づいて貴社に報告を求めるものであり、貴社が下請法の適用を受ける親事業者に該当するにもかかわらず報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、下請法第11条の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。

第1 貴社の概要

第1 貴社の概要 (回答作成日: 平成29年 7月 3日 時点)

記入例

貴社の情報を記入してください。

H28.6~H29.5の間に貴社が行った下請法の適用を受ける下請取引の有無を記入してください。

廃業・解散等により事業活動を終了した場合は、こちらに情報を記入してください。

代表者 (役職・氏名)	代表取締役 公取 一郎	資本金	10,000 万円	決算期	3 月期
主たる事業内容	行政文書の作成	直近決算期の売上高	30,000 百万円	(平成 28 年度)	
回答作成担当者	部署: 法務部 役職: 法務リーダー	ふりがな	こうとり じろう	氏名: 公取 二郎	
	電話番号 XXX-XXXX-XXXX	FAX番号	YYY-YYYY-YYYY	E-Mail	XYZ.aaa.co.jp
下請取引の有無 <small>※該当する方の○を黒く塗りつぶしてください。</small>	●有 ○無 ※必ず回答してください。	取引のあった下請事業者の数	200 社	<small>※ 個人事業者については、1個人当たり「1社」と数えてください。</small>	

直近決算期の売上高を記入してください。

下請取引がある場合、取引のあった下請事業者の数を記入してください。

(複数の事業所で下請取引を行っている場合は、重複を除く下請事業者数)

※事業活動終了の場合のみ記入 (該当する口に✓を入れ、必要な内容を記入してください。)

① 廃業・休業している

② 破産手続開始決定を受けている

③ 解散・清算している

その時期: 平成 29 年 2 月

【③を選択し、その事由が吸収合併の場合は、以下のア～エについても記入してください。】

ア 存続会社の名称 (※存続会社が商号変更している場合は、旧社名も併記してください。)

存続会社名: 公正取引委員会株式会社 (旧社名: 株式会社公正取引)

イ 存続会社の所在地 東京都〇〇区△△1-1-1 〇〇〇ビル12階

ウ 存続会社の資本金 20,000 万円 エ 吸収合併の年月 平成 29 年 2 月

第2 下請取引の状況

記入例

下請法の適用を受ける下請取引を行っている貴社の事業所が複数ある場合、事業所ごとに回答用紙を作成してください。

(I) 下請事業者への発注を行っている貴社の事業所について、概要を記入してください。

貴社の事業所名	〇〇事業所				
事業所所在地	神奈川県△△市□□2-3-4				
回答作成担当者	部署: 営業部	役職: 営業課長	ふりがな	とりひき はなこ	氏名: 取引 花子
	電話番号	AAA-AAAA-AAAA	FAX番号	BBB-BBBB-BBBB	E-Mail
					aaa@bbb.co.jp

下請事業者との取引内容について、「回答用紙」の該当する「○」を黒く塗りつぶし、主な品目、内容を記入してください。

(II) 貴社と下請事業者との下請取引の内容 (下請事業者への発注内容) について記入してください。

下請取引の内容	下請取引の主な品目・内容
<input type="checkbox"/> 製造委託	
<input type="checkbox"/> 修理委託	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報成果物作成委託	ポスターデザインの作成
<input type="checkbox"/> 役務提供委託	

貴社が調査対象期間 (平成28年6月から平成29年5月まで) に発注した下請取引の状況について、次ページ以降の各設問に回答してください。選択肢の中から回答を選ぶ際、「回答用紙」の該当する選択肢の「○」を黒く塗りつぶしてください。本設問においては、下請法を遵守するためのキーワードに下線を付して表記していますので、貴社の自己チェック用としても御活用ください。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく教示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。(注1)ただし、この処分についての審査請求は、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもすることができなくなります。

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。(注2)ただし、この処分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

設問 1

下請事業者に対する発注方法について



親事業者は、下請事業者への発注に際して、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面。電子メール等の電磁的記録によるものも含まれます。）を直ちに交付する義務があります。

取引条件について支払方法等の基本的事項が一定している場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ交付しておけば、必ずしも個々の発注書面にこれらの事項全てを記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に基本的事項を記載した書面との関連性を記載する必要があります（発注書面に記載する関連性の例：「支払方法、支払条件等は、平成●●年●●月●●日付け『支払方法等について』によります。」）。

必要記載事項を記載した書面を交付しなかったときは、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第1号、第12条）。

ア 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供等を委託する際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
(又は受領(提供)後に交付したことがある)
- ③ 交付していない ⇒設問2へ

イ 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取り引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）を交付（又は締結）している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

ウ 下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取り引条件を記載した書面」を含みます。）には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。
〔該当するもの全てを選択〕

- ① 自社及び下請事業者の名称
(番号、記号等による記載可)
- ② 発注年月日
- ③ 発注内容
- ④ 受領する日(役務の場合、提供される日又は期間)
- ⑤ 受領する場所(役務の場合、提供される場所)
- ⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日(検査期間)
- ⑦ 下請代金の額(単価、算定方法)
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 支払方法
(手形交付の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等)

エ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時まで定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない ⇒設問2へ

オ エに記載の書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかった
(又は交付しなかったことがある)

設問 2

下請取引に関する書類等の保存について

親事業者は、下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存する義務があります。

△ 下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存しなかった場合は、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第2号、第12条）。

ア 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年以上保存していますか。

- ① 保存している
- ② 保存していない
(又は保存していない場合がある)

設問 3

下請代金の支払について

△ 親事業者は、下請事業者の給付内容について受入検査を行うか否かを問わず、給付を受領した日（役務提供委託の場合は下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金を全額支払う義務があります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金の支払について、以下のような取組を進めることを関係事業者団体及び親事業者に対して要請しました。

- ① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
 - ② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
 - ③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。
- 詳しくは、「http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_2.html」を御覧ください。

ア 貴社の下請代金の支払方法はどのような方法ですか。〔該当するもの全てを選択し金額ベースでの割合を記入〕

- ① 現金払（金融機関振込みを含む）（ %）
- ② 手形払（ %）
- ③ その他（一括決済方式等）（ %）

イ 締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。

- ① 採用している
- ② 採用していない

ウ 【記入例】を参考に、下請取引に適用している支払制度を平成29年5月の締切日を基準に記入してください（5月に下請事業者から納入（提供）がない場合、他の月の締切日を基準に記入してください。）。

- ① 締切制度を採用していない場合、「締切日（A）」を「給付を受領した日（A）」又は「役務提供があった日（A）」、「支払日（B）」を「実際に支払った日（B）」と読み替えて記入してください。
- ② 支払制度が二通り以上ある場合（例：月中締めと月末締めの二通りある、翌月払と翌々月払の二通りあるなど）、（A）から（B）までの期間が最も長い支払制度を一つ記入してください。

【記入例】

注1

注2

締切日（A）	支払日（B）	（A）から（B）までの期間	手形満期日（手形期間）又は債権決済日
5月31日	現金支払（振込）日 6月20日	現金 20日	手形満期日 8月20日
	手形交付日 6月30日	手形 30日	（手形期間 51日）
	一括決済方式 月 日	一括決済方式 日	一括決済方式 月 日
	電子記録債権 月 日	電子記録債権 日	電子記録債権 月 日

注1：「一括決済方式」の「支払日（B）」は、下請事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることが可能となる日、「電子記録債権」の「支払日（B）」は、下請事業者が下請代金の支払を受けることが可能となる日を記入してください。

注2：「手形満期日又は債権決済日」は、手形満期日、債権決済日までの期間が複数ある場合、最も遅く到来する手形満期日、債権決済日を記入してください。

エ 下請事業者の給付について受入検査を行っている場合、受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。

- ① 受入検査を行っており、検査に要した最長期間は、○ ○日間である（※即日検査完了の場合は0日間と記入してください。）
- ② 受入検査を行っていない

オ どのような基準で下請代金を支払っていますか。〔該当するもの全てを選択〕

- ① 締切日までに受領した（提供された）ものについて締切日を基準に支払っている
- ② 受入検査に合格したものについて受領（提供）日を基準に支払っている
- ③ 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている
- ④ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている
- ⑤ 手形払から現金払に変更した際は、従来の手形満期日に現金で支払っている
- ⑥ その他（具体的に： _____）

カ 貴社の支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。〔該当するもの全てを選択〕

※ 下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、②には該当しません。

- ① 支払日より後に支払ったことはない
- ② 支払日が金融機関の休業日だったため（※）
- ③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため
- ④ 貴社の事務処理が遅れたため
- ⑤ 貴社の受入検査に時間を要したため
- ⑥ その他（具体的に： _____）

キ 貴社の支払方法に手形払がある場合、手形払を現金化する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。

- ① 現金化する予定である
- ② 現金化しないが手形サイトを短縮する予定である（上記ウの手形期間を何日短縮する予定か記入ください。）
- ③ 現金化及び手形サイト短縮の予定はない
- ④ 手形払はない

ク 手形等により下請代金を支払う場合、下請代金の決定に際し、現金化にかかる割引料等のコストを加味しましたか。

- ① 加味した
- ② 加味していない
- ③ 現金払（金融機関振込みを含む）のみである

設問4 下請代金の額の決定について

△ 親事業者が、下請事業者の給付内容と同種・類似の給付に対して通常支払われる対価と比べて、著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

ア 下請代金の額（又は単価）の決定（改定を含みます。）に際して、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定しましたか。〔該当するもの全てを選択〕

- ① 下請事業者と十分に協議を行い決定した
- ② 下請事業者から提出を受けた見積書を基に決定した
- ③ 貴社の予算単価を基準にして一方的に決定した
- ④ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した
- ⑤ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた
- ⑥ 知的財産権を譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、当該知的財産権の対価について一方的に通常対価を大幅に下回る価格に決定した
- ⑦ その他（具体的に： _____）

イ 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

- ① 見直した
- ② 見直していない
(又は見直さなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

ウ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

- ① 見直した
- ② 見直していない
(又は見直さなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

エ 下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

- ① 見直した
- ② 見直していない
(又は見直さなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

オ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた受領日までの期間を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

- ① 見直した
- ② 見直していない
(又は見直さなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

カ 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

- ① 見直した
- ② 見直していない
(又は見直さなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

キ 下請代金の額（又は単価）について、消費税相当分（8%）の全額を上乗せした金額にしていますか。

- ① している（※）
- ② していない
(又はしなかったことがある)

※ 発注書面に本体価格の額（消費税抜きの額）を記載して発注し、支払時に当該額に消費税相当分を加えて支払っている場合も、「①」を選択してください。

設問5 下請代金の減額について

△ 下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、親事業者が発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者に責任がない場合には、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

ア 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記ウ又はエに該当する場合を除く。）。

- ① ある
- ② ない

イ 下請代金から消費税相当分の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない

ウ 支払制度が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。

- ① ある（手形期間____日，減額率____%，貴社の短期調達金利____%〔調達金利の年率〕）
- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

エ 支払制度が金融機関への振込払である場合、下請事業者と合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

オ 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 左記のような事例はない

設問 6 経済上の利益の提供要請について

△ 親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

イ 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
 - ② ない
- ※ 貴社が発注する役務提供委託（例えば、イベントを主催する事業者がイベントに関して委託を行う場合）は含みません。

ウ ア又はイで「① ある」を選択した場合、消費税相当分（8%）を上乗せする代わりに、その提供（金銭、役務等）を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

エ 下請事業者に対して、知的財産権や発注内容にない設計図等の無償譲渡など、経済上の利益の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

オ 下請事業者に対して、知的財産権の発生する委託を行い、作成の目的たる使用の範囲を超えて、知的財産権の譲渡・利用許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。

- ① 支払った
- ② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）
- ③ 左記のような事例はない ⇒設問 7へ

カ 下請事業者に対して、知的財産権の発生する委託を行い、作成の目的たる使用の範囲を超えて、知的財産権の譲渡・利用許諾を受けたことがある場合、発注書面に知的財産権の譲渡・利用許諾に関する記載をしましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)

設問 7 物の購入要請・サービスの利用要請について

△ 下請事業者が発注した給付の内容を維持するため等の正当な理由がある場合を除き、親事業者が自己の指定する物を購入させたり、サービスを利用させたりすることは禁止されています(下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。)

ア 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。

- ① ある
- ② ない ⇒設問 8へ

イ アで「① ある」を選択した場合、消費税相当分(8%)を上乗せする代わりに、その要請に応じてもらったことがありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 8 発注内容の変更・やり直しについて

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者から給付を受領する前(下請事業者が役務を提供する前)に、発注書面に記載した委託内容を変更(発注を取り消す場合も含みます。)し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせたり、下請事業者から給付を受領した後(下請事業者が役務を提供した後)に、給付に関して追加的な作業を行わせたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に責任(不良品等)がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更(発注を取り消す場合も含みます。)して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付(役務)に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用の全部又は一部を下請事業者に負担してもらったことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

イ 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
- ③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問 9～12 は回答不要です。
設問 13 (12 ページ)に進んでください。

設問 9

物品又は情報成果物の受領について

下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者の給付の受領を拒むことは禁止されています。

△ 「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定めた受領日に受け取らないことであり、受領日を延期することや発注を取り消すことにより受け取らない場合も受領を拒むことに含まれます。

ア 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 10

返品について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取らせることは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 11

有償支給原材料等の対価の早期決済について

△ 親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」といいます。）を有償で支給している場合、下請事業者に責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除（相殺）し又は支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 原材料等を有償で支給したことはない

設問 12

型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

△ 金型を製造委託する場合にも、発注書面の交付義務、下請代金の支払遅延の禁止等の下請法の規定が適用されます。

ア 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。

- ① ある
- ② ない ⇒設問 13へ

イ 金型の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。

- ① 支払った
- ② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）

※ 下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含まれます。ただし、金型の所有権を貴社が取得する場合には限ります。

③ 金型の製造委託なし ⇒設問 1 2 -エへ

ウ 金型の製造を委託して、金型の設計図面を下請事業者から譲り受けたことがある場合、当該設計図面の対価を支払いましたか。

- ① 支払った
- ② 支払っていない
(又は支払わなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

エ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

- ① 回収した ⇒設問 1 3 へ
- ② 回収していない
(又は回収しなかったことがある)
- ③ 型・治具を貸与したことはない ⇒設問 1 3 へ
(又は調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない)

オ 下請事業者に貸与した型・治具を回収していない(回収しなかったことがある)場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)

設問 1 3 報復措置について

△ 親事業者は、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

ア 下請事業者が貴社の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 1 4 自由記載について

△ 設問に対する回答の補足等がある場合は、その内容を記載した書面(様式自由)を作成し、「別紙」として回答用紙とともに提出してください。なお、「別紙」を提出する場合は、回答用紙の回答欄の「別紙あり」を塗りつぶしてください。(「別紙」がない場合は、設問 1 4 に対する回答は不要です。)

※ 下請法違反行為の自発的申出について(本調査の回答には同封しないでください。)

公正取引委員会では、下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて公表しています。詳細は、公正取引委員会のウェブサイト「http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html」を御覧ください。

この自発的申出を行う際には、自発的申出書を作成し、本調査の回答とは別に「下請取引調査室企画調整係」宛に提出してください。なお、申出書の様式は自由ですが、主に、①貴社の概要、②申出の経緯、③下請取引の内容、④自認する違反行為の内容、⑤違反行為取りやめの状況、⑥不利益回復措置の状況、⑦再発防止策の状況を記載し、社印又は代表者印を押して、疎明資料を添付の上で御提出ください。御不明な点があれば下請取引調査室まで御連絡ください。

(所在地)

〒 ー

(会社名)

本回答用紙に印字されている
← 「郵便番号」、「所在地」、
「会社名」及び「資本金」に
誤り又は変更がある場合は、
朱書きで訂正してください。

カスタマバーコード印刷スペース

(企業番号)

--	--	--	--	--	--

第1 貴社の概要 (回答作成日:平成29年 月 日時点)

代表者 (役職・氏名)	代表者印 又は社印	資本金	万円	決算期	月期
主たる事業内容	直近決算期 の売上高		百万円 (平成 年度)		
回答作成担当者	部署:	役職:	ふりがな 氏名:		
	電話番号	FAX番号	E-Mail		
下請取引の有無 <small>※該当する方の○を黒く塗りつぶしてください。</small>	○有 ○無 ※必ず回答してください。		取引のあった下請事業者の数 <small>※ 個人事業者については、1個人当たり「1社」と数えてください。</small>		社

※事業活動終了の場合のみ記入 (該当する口に✓を入れ、必要な内容を記入してください。)

- ① 廃業・休業している
- ② 破産手続開始決定を受けている
- ③ 解散・清算している
- その時期: 平成 年 月

【③を選択し、その事由が吸収合併の場合は、以下のア～エについても記入してください。】

- ア 存続会社の名称 (※存続会社が商号変更している場合は、旧社名も併記してください。)
存続会社名: (旧社名:)
- イ 存続会社の所在地
- ウ 存続会社の資本金 万円 エ 吸収合併の年月 平成 年 月

- ・ **貴社が下請取引を行っていない場合**は、回答用紙の「第1 貴社の概要」のみ記入し、公正取引委員会に送付してください (「第2 下請取引の状況」は記入不要です。また、設問に回答いただく必要はありません。)
- ・ **貴社が下請取引を行っている場合**は、回答用紙の「第1 貴社の概要」及び「第2 下請取引の状況」について記入・回答し、下請事業者の名簿と併せて公正取引委員会に送付してください。

第2 下請取引の状況

貴社が行っている下請取引について記入してください (下請事業者への発注が複数の事業所で行われている場合は、事業所ごとに回答用紙を作成し、各事業所が発注している取引についてそれぞれ記入・回答してください。)

(I) 下請事業者への発注を行っている貴社の事業所について、概要を記入してください。

貴社の事業所名					
事業所所在地					
回答作成担当者	部署:	役職:	ふりがな 氏名:		
	電話番号	FAX番号	E-Mail		

(企業番号)

--	--	--	--	--	--	--

記入例	
良	悪
	≡

【回答の際の御注意】

- ・記入例を参考に、該当する選択肢の「 」又は「 」で囲まれた数字を黒く塗りつぶしてください。
- ・選択を間違えた場合は、間違えた箇所に「×」をつけ、正しい選択肢の「 」を黒く塗りつぶしてください。

() 貴社と下請事業者との下請取引の内容(下請事業者への発注内容)について記入してください。

下請取引の内容	下請取引の主な品目・内容
製造委託	
修理委託	
情報成果物作成委託	
役務提供委託	

() 設問への回答を記入してください。

1	ア		イ					
	ウ							
	エ		オ					
2	ア							
	3	ア	() % () % () %	イ				
		ウ	締切日 (A)	支払日 (B)	(A) から (B) までの期間	手形満期日(手形期間)又は債権決済日		
			現金支払(振込)日	月 日	現金	日	手形満期日	月 日
			手形交付日	月 日	手形	日	(手形期間	日)
			一括決済方式	月 日	一括決済方式	日	一括決済方式	月 日
電子記録債権	月 日	電子記録債権	日	電子記録債権	月 日			
エ	(最長期間 日間)							
オ	()							
カ	()							
キ	()日短縮			ク				
4	ア			()				
	イ		ウ					
	オ		カ	エ				
5	ア		イ					
	ウ	(手形期間 日), (減額率 %), (貴社の短期調達金利 % [年率])						
6	ア		イ	ウ				
	エ		オ	カ				
7	ア		イ					
8	ア		イ					
9	ア							
10	ア							
11	ア							
12	ア		イ	ウ				
	エ		オ					
13	ア							
14	ア	別紙あり (下請事業者名簿はここには含みません。)						

下請事業者名簿の作成について

名簿作成の際は下記の点に御注意ください。

1

平成28年6月から平成29年5月までの期間に貴社が製造、修理、情報成果物の作成又は役務提供の委託をした事業者の名簿を作成してください。

2

「下請事業者名」、「郵便番号」、「所在地」欄には作成日時点の情報を正確に記入してください。

3

「電話番号」欄には下請事業者の**会社の代表番号**を、個人の場合は**普段の連絡先**を記入してください。

用紙が足りない場合、用紙をコピーするか又は公正取引委員会のウェブサイト(「下請法」の中の「下請法に関する調査・手続」の中の「定期書面調査」をクリック)に掲載している様式(エクセル形式)を御利用ください。

なお、「下請事業者名簿(様式)」と同様の内容が記載されていれば、既存の名簿等を利用していただいても構いませんが、**下請事業者の情報は作成日時点の情報を正確に記入してください(会社名、住所等に変更がないか再確認をお願いします。)**。

【記入例】

下請事業者名簿(様式)		平成29年度 公正取引委員会提出用					
<small>二重線で囲まれた箇所も忘れずに記入してください。名簿が複数枚になる場合は、すべてのページに記入をお願いします。</small>		(作成日: 平成29年7月3日) <small>※ 整理番号は、送付した回答用紙の左上に印字されています。</small>					
貴社の名称 公正取引委員会株式会社	事業所名(事業所ごとに提出される場合は事業所名を記入) ○○事業所	整理番号: 本 - 11 - 12345					
番号	下請事業者名 <small>※正確な名称を記入してください</small>	資本金 (万円) <small>※個人の場合は「個人」と記入</small>	郵便番号	所在地(住所) <small>※作成日時点の情報を記入してください。</small>	電話番号 (代表番号)	下請事業者への委託業務 取引の種類	委託している業務の内容
	株○○工業	10,000	123-■■■■	東京都××区○○1-2-3	03-2581-1111	製・修・情・役	○○用部品の製造、△△の修理
	△△ソフト開発(有)	3,000	456-●●●●	△△県□□市××町5-6-7○○ビル1階	02-2581-1111	製・修・情・役	会計用ソフトの開発
	山本 ○○	個人	789-▲▲▲▲	××府△△市○○町1-2□□101号室	03-2581-1111	製・修・情・役	販売用ソフトのコールセンター業務

注1: 「整理番号」欄には、「回答用紙」の左上に印字してある整理番号を記入してください。

注2: 「資本金」欄は、必ず記入してください。下請事業者が個人であり、資本金に当たらない場合、「個人」と記入してください。

注3: 「取引の種類」欄には、貴社が当該下請事業者に委託している業務に 印を付してください。「製」は製造委託、「修」は修理委託、「情」は情報成果物作成委託、「役」は役務提供委託の略です。

注4: 建設業を営む事業者が、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に再委託することは下請法の適用を受ける下請取引には該当しないため記入は不要です。

注5: 広く一般に市販されている規格品、標準品をメーカーや卸売事業者から仕入れてそのまま小売販売するような取引は下請取引に該当しないため記入は不要です。

